

組 合 員 様



## 令和6年度 健康増進施設利用券の交付について



今年度も、被保険者の皆さまの健康増進・保養を目的とした保健事業の一環として、健康増進施設利用券の交付を行います。交付を希望される方は、以下の内容をご確認の上、食品国保へ電話で申請してください。

利用期間	令和6年7月1日 ~ 令和7年3月31日		
対象者	食品国保に加入している中学生以上の被保険者 及び 75歳以上の後期組合員		
契約施設 及び 入館料金 自己負担額	契約施設	所在地	入館料金 自己負担額
	駿河健康ランド	清水区興津東町 1234	250円 (深夜割増料金は別途自己負担)
	黄金の湯	葵区梅ヶ島 5342-3	なし
交付方法	<p>※食品国保にて交付します。(業種単位組合での取り扱いはありません)</p> <p>①食品国保へ電話で申請してください。(TEL: 054-253-4533)</p> <p>↓</p> <p>②食品国保窓口または郵送で利用券をお受け取りください。</p> <p>※注意※ 利用券の発行には時間がかかるため、日にちに余裕を持って申請してください</p>		
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・3月末までに一人一枚限りの交付です。</li><li>・利用券には被保険者番号と氏名が記載されており、記載されている本人しか使用できません。</li><li>・利用の際は必ず保険証、後期組合員の方は組合員証を持参してください。 (令和6年12月2日以降にご加入の方は資格確認書又は資格情報のお知らせを持参してください。)</li><li>・入館料金以外(深夜割増料金・岩盤浴・食事・貸出品等)は利用者本人負担です。</li><li>・利用券は再発行できません。</li><li>・食品国保の資格喪失後は使用できません。</li><li>・各施設の休業日や営業時間等については、各自でご確認ください。</li></ul>		